

小規模企業者・中小企業者を応援します

申請・問い合わせ先 / 市役所産業課商工係 ☎76-8132

4月1日から防犯カメラの設置費用を追加するなど内容を拡充！ 尾張旭市小規模企業等補助金制度

対象者	次の要件を全て満たすかた ●小規模企業者・中小企業者である●市内に事業所を有し、当該事業所で事業を行っている ●市税の滞納がない
対象経費	次の事業を実施するためにかかる費用 ●人材育成(従業員が受講する能力開発・資格取得の研修受講料など) ●雇用確保(合同企業説明会などの出展料、就職情報誌への記事掲載料など) ●販路拡大(展示会などの出展料、事業に関するホームページの開設・改修費用、事業を広告するための看板の作成・設置費用など) ●安全対策(事業所内の建築物や敷地に防犯カメラを設置するための費用など)
補助金額	対象経費の2分の1に相当する額(1事業所につき年度当たり5万円まで)
申請方法	事業完了後、速やかに下記書類を直接(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)●申請書(ホームページからダウンロード可)●事業が完了したことが確認できる書類 ●対象経費の支払いを証明する書類の写し●防犯カメラの適正運用に関する宣誓書(安全対策区分での申請時のみ)

経営安定化のために必要な資金を融資 小規模企業等振興資金融資制度

資金使途	事業上の設備資金、運転資金	保証人	原則法人代表者、組合の代表理事以外は不要
担保	原則不要	信用保証料	必要(一部助成制度あり)
申請方法	申請書(取扱金融機関、産業課で配布)を同金融機関に直接		

区分	対象	金額	期間/利率(年)
通常資金	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	5,000万円以内	設備・運転 3年(1年超3年以内)/1.3% 5年(3年超5年以内)/1.4% 7年(5年超7年以内)/1.5% 設備のみ 10年(7年超10年以内)/1.6%
小口資金	従業員数が20人(政令特例業種を除く商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人など	2,000万円以内	設備・運転 3年(3年以内)/1.1% 5年(3年超5年以内)/1.2% 7年(5年超7年以内)/1.3% 設備のみ 10年(7年超10年以内)/1.4%

市商工会館で実施 経営相談(無料)

と き	①税務/第1月曜日②法律/第1木曜日③労務/第2水曜日④情報化/第3木曜日 午後1時30分～4時(④のみ午前10時～正午、午後1時30分～4時30分。いずれも祝・休日を除く)
内 容	税金、確定申告、契約、訴訟、雇用保険、労働災害、IT化の推進など
対 象 者	市内で事業を営むかた
申し込み方法	電話で(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)
申し込み・問い合わせ先	市商工会 ☎53-7111